

事務連絡
令和8年3月5日

各都道府県 建築行政主務部局 御中

国土交通省住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当）付

建築基準法第85条第1項の適用について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項の規定の運用については、「災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年4月5日国住指第27号）により周知しているところです（別添参照）。

なお、同項の適用については、建築物の応急の修繕を待つ間に生じた雨漏り等による破損の拡大部分の修繕も「災害により破損した建築物の応急の修繕」に含まれるものと取り扱って差し支えありません。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び建築設計団体に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 酒井
電話番号：03-5253-8126

国住指第27号
平成23年4月5日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて

災害により破損した建築物の応急の修繕については、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第85条第1項の規定により、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないこととなるので、この点に留意して適切に運用されたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

国住指第27号
平成23年4月5日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて

災害により破損した建築物の応急の修繕については、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第85条第1項の規定により、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないこととなるので、この点に留意して適切に運用されたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。